



# 鳥取県公報

平成13年 3月28日(水)

号外第18号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

条 例	任期付研究員の採用等に関する条例（職員課）.....	7
	鳥取市町村合併支援交付金条例（市町村振興課）.....	9
	鳥取県認可外保育施設運営事業助成条例（子育て支援課）.....	11
	鳥取県間伐材搬出促進事業助成条例（林務課）.....	12
	鳥取県警察署協議会条例（警察本部警務課）.....	12
	鳥取県政務調査費交付条例（議会事務局）.....	14

### ——— 公布された条例のあらまし ———

#### 任期付研究員の採用等に関する条例

##### 1 趣旨（第1条関係）

この条例は、地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律（以下「法」という。）及び地方公務員法の規定に基づき、公設試験研究機関の研究業務に従事する職員について、任期を定めた採用並びに任期を定めて採用された職員の給与の特例及び裁量による勤務に関し必要な事項を定めるものとする事とした。

##### 2 定義（第2条関係）

この条例において使用する用語の意義を次のとおり定めることとした。

- (1) 公設試験研究機関 法に規定する公設試験研究機関をいう。
- (2) 研究業務 法に規定する研究業務をいう。
- (3) 職員 地方公務員法に規定する職員（3に掲げる職員を除く。）をいう。

##### 3 適用除外となる職員（第3条関係）

次に掲げる職を占める職員には、この条例の規定を適用しないこととした。

- (1) 公設試験研究機関の長又は次長の職
- (2) 公設試験研究機関に置かれる分場の長の職
- (3) (1)及び(2)の職に類するものとして人事委員会規則で定める職

##### 4 任期を定めた採用（第4条関係）

任命権者は、次の場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができることとした。

- (1) 研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者を招へいして、当該研究分野に係る高度の専門的な知識経験を必要とする研究業務に従事させる場合
- (2) 独立して研究する能力があり、研究者として高い資質を有すると認められる者を、当該研究分野における先導的役割を担う有為な研究者となるために必要な能力の培養に資する研究業務に従事させる場合

##### 5 任期の更新（第5条関係）

任命権者は、4により任期を定めて採用された職員の任期を更新する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならないこととした。

**6 給与に関する特例（第6条関係）**

- (1) 4(1)に該当する職員（以下「第1号任期付研究員」という。）及び4(2)に該当する職員（以下「第2号任期付研究員」という。）に適用される給料表を定めることとした。
- (2) 任命権者は、第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員の号給を、その者が従事する研究業務に応じた人事委員会規則で定める基準に従い決定することとした。
- (3) 任命権者は、第1号任期付研究員について、特別の事情により給料表に掲げる号給により難いときは、人事委員会の承認を得て、その給料月額を同表に掲げる6号給の給料月額にその額と同表に掲げる5号給の給料月額との差額に整数を乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額とすることができることとした。
- (4) 任命権者は、第1号任期付研究員又は第2号任期付研究員のうち、特に顕著な研究業績を挙げたと認められる職員には、人事委員会規則の定めるところにより、その給料月額に相当する額を任期付研究員業績手当として支給することができることとした。
- (5) (2)による号給の決定、(3)による給料月額の決定及び(4)による任期付研究員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならないこととした。

**7 給与条例の適用除外等（第7条関係）**

- (1) 職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）の給料表等の規定は、第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員には、適用しないこととした。
- (2) 給与条例の時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当に係る規定は、第1号任期付研究員には、適用しないこととした。

**8 第1号任期付研究員の裁量による勤務（第8条関係）**

- (1) 任命権者は、第1号任期付研究員の職務につき、その職務の性質上時間配分の決定その他の職務遂行の方法を大幅に当該第1号任期付研究員の裁量にゆだねることが当該第1号任期付研究員に係る研究業務の能率的な遂行のため必要であると認める場合には、人事委員会規則の定めるところにより、当該第1号任期付研究員を、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「勤務時間条例」という。）の規定による勤務時間の割振りを行わず、かつ、職務遂行の方法等に関し具体的な指示を行わないこととして、その職務に従事させることができることとした。この場合において、当該第1号任期付研究員は、人事委員会規則の定めるところにより、その勤務の状況について任命権者に報告しなければならないこととした。
- (2) (1)の場合における第1号任期付研究員の勤務時間の算定については、月曜日から金曜日までの5日間において、人事委員会規則で定める時間帯について勤務時間条例の規定により1日につき8時間の勤務時間を割り振られたものとみなし、国民の祝日に関する法律に規定する休日その他の人事委員会規則で定める日を除き、当該勤務時間を勤務したものとみなすこととした。
- (3) 勤務時間条例の休憩時間等の規定は、(1)の第1号任期付研究員には、適用しないこととした。

**9 人事委員会規則への委任（第9条関係）**

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定めることとした。

**10 施行期日**

この条例は、平成13年4月1日から施行することとした。

**鳥取県市町村合併支援交付金条例****1 目的**

この条例は、市町村の合併の特例に関する法律（以下「合併特例法」という。）の趣旨を踏まえつつ、市町村の合併に伴う所要経費について鳥取県市町村合併支援交付金（以下「合併交付金」という。）を交付することにより、市町村の合併の迅速かつ円滑な推進並びに合併市町村の整備及び振興を支援すること

を目的とすることとした。

2 定義

- (1) この条例において「市町村の合併」とは、合併特例法に規定する市町村の合併をいうこととした。
- (2) この条例において「合併市町村」とは、合併特例法に規定する合併市町村のうち、この条例の施行の日から平成17年3月31日までの間における市町村の合併に係るものをいうこととした。
- (3) この条例において「合併関係市町村」とは、合併特例法に基づき設置される合併協議会を構成する市町村（平成17年3月31日までに当該合併協議会を構成する他の市町村と合併する確実な見込みがあると知事が認めるものに限る。）をいうこととした。

3 合併交付金の交付

- (1) 県は、次の表の左欄に掲げる事業（県から交付される補助金その他の給付金を財源とする事業を除く。以下「対象事業」という。）を行う同表の右欄に掲げる市町村に対し、予算の範囲内で合併交付金を交付することとした。

ア 市町村の合併の迅速かつ円滑な推進を図るために必要であると知事が認める事業	合併関係市町村
イ 市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度の間、市町村建設計画に基づいて行われる次に掲げる事業 (ア) 市町村の合併に伴って必要になるものとして知事が認める事業 (イ) 合併市町村の均衡ある発展、一体化の促進、広域的な振興開発等を図るために必要であると知事が認める事業	合併市町村

- (2) 対象事業が地方債（その元利償還金の一部が基準財政需要額に算入されるものに限る。）を財源とする事業（以下「起債事業」という。）である場合にあっては、その市町村が、当該起債事業について4(1)の表アの右欄に定めるところにより算定した額以上の額をその元利償還金に充てるための基金に積み立てる場合に限り、合併交付金を交付することとした。

4 合併交付金の額

- (1) 合併交付金の額は、対象事業を次の表の左欄に掲げる事業に区分し、それぞれについて同表の右欄に定める算式により算定した額の合計額以下とすることとした。

ア 起債事業	事業費のうち地方債を財源とすることができる部分の額 × ( 1 - 当該額に対する財源とした地方債の割合 × 当該地方債の元利償還金に対する基準財政需要額に算入される額の割合 ) × 1/2
イ 補助金等の対象となる事業及び事業費の全部又は一部が基準財政需要額に算入される事業。ただし、起債事業を除く。	{ 事業費の額 - ( 補助金等の額 + 基準財政需要額に算入される額 ) } × 1/2
ウ その他の事業	事業費の額 × 1/2

- (2) (1)にかかわらず、一の合併市町村及び当該合併市町村に係る合併特例法に規定する合併関係市町村に対する各年度の合併交付金の交付額の合計額は、次に定める算式により算定した額（その額が10億円を超える場合は、10億円）を限度とすることとした。

$$5 \text{ 億円} + 1 \text{ 億円} \times (\text{合併関係市町村の数} - 2)$$

**5 雑則**

この条例に定めるもののほか、合併交付金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定めることとした。

**6 施行期日等**

- (1) この条例は、規則で定める日から施行することとした。
- (2) この条例は、平成22年3月31日限りで失効することとした。

**鳥取県認可外保育施設運営事業助成条例****1 目的（第1条関係）**

この条例は、認可外保育施設の運営に要する経費を助成することにより、認可外保育施設における保育環境を整備し、もって入所児童の福祉の向上を図ることを目的とすることとした。

**2 定義（第2条関係）**

この条例において「認可外保育施設」とは、国、県及び市町村以外の者が設置する児童福祉法に規定する業務を目的とする施設であって同法の認可を受けていないもの（専ら国の職員が監護すべき児童を入所させるために設置されるものを除く。）のうち、次に掲げる要件を満たすものをいうこととした。

- (1) 入所児童が10人以上であること。
- (2) 保育に従事する者の数が、保育所に必要な保育士の数と同数以上であること。
- (3) 保育に従事する者の3分の1（保育に従事する者が2人の施設にあつては、1人）以上が、保育士、看護婦又は看護師の資格を有する者であること。
- (4) その他知事が別に定める要件

**3 補助金の交付（第3条関係）**

県は、1の目的を達成するため、認可外保育施設の運営に要する経費について助成を行う市町村に対し、予算の範囲内で補助金を交付することとした。

**4 補助金の額（第4条関係）**

3の補助金の額は、市町村が交付する補助金の額（知事が別に定める額を限度とする。）以下とすることとした。

**5 その他（第5条関係）**

この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定めることとした。

**6 施行期日等**

- (1) この条例は、平成13年4月1日から施行することとした。
- (2) 知事は、この条例の施行後3年を経過したときは、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする事とした。

**鳥取県間伐材搬出促進事業助成条例****1 目的（第1条関係）**

この条例は、間伐材搬出促進事業を行う森林所有者等に対し助成することにより、間伐の実施及び間伐材の搬出を促進し、もって健全な森林の育成及び資源の有効利用を図ることを目的とすることとした。

**2 定義（第2条関係）**

この条例において使用する用語の意義は、次に定めるところによることとした。

- (1) 間伐材搬出促進事業 間伐材を市場又は製材加工施設へ運搬し、かつ、出荷又は販売する事業をいう。
- (2) 森林所有者等 森林法に規定する森林所有者、森林組合並びに素材生産業を営む者及びその組織する団体をいう。

**3 補助金の交付（第3条関係）**

県は、間伐材搬出促進事業を実施する森林所有者等に対し、予算の範囲内で間伐材搬出促進事業費補助

金(以下「補助金」という。)を交付することとした。

4 補助金の額(第4条関係)

補助金の額は、間伐材搬出促進事業に要する経費の額(知事が別に定める額を限度とする。)以下とすることとした。

5 その他(第5条関係)

この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定めることとした。

6 施行期日等

(1) この条例は、平成13年4月1日から施行することとした。

(2) この条例は、平成17年3月31日限り、その効力を失うこととした。

(3) この条例の失効の日以前に交付決定された補助金については、3及び4の規定は、この条例の失効後も、なおその効力を有することとした。

鳥取県警察署協議会条例

1 趣旨(第1条関係)

この条例は、警察署協議会の設置、その委員の定数、任期その他警察署協議会に関し必要な事項を定めるものとする事とした。

2 設置(第2条関係)

警察署の管轄区域内における警察の事務の処理に関し、警察署長の諮問に応ずるとともに、警察署長に対して意見を述べる機関として、次の表の左欄に掲げる警察署に、同表の右欄に掲げる警察署協議会(以下「協議会」という。)を置くこととした。

鳥取県岩美警察署	鳥取県岩美警察署協議会
鳥取県鳥取警察署	鳥取県鳥取警察署協議会
鳥取県郡家警察署	鳥取県郡家警察署協議会
鳥取県智頭警察署	鳥取県智頭警察署協議会
鳥取県浜村警察署	鳥取県浜村警察署協議会
鳥取県倉吉警察署	鳥取県倉吉警察署協議会
鳥取県八橋警察署	鳥取県八橋警察署協議会
鳥取県米子警察署	鳥取県米子警察署協議会
鳥取県境港警察署	鳥取県境港警察署協議会
鳥取県溝口警察署	鳥取県溝口警察署協議会
鳥取県黒坂警察署	鳥取県黒坂警察署協議会

3 組織(第3条関係)

(1) 各協議会は、15人以内において公安委員会規則で定める人数の委員で組織することとした。

(2) 委員は、当該警察署の管轄する区域に居住する者その他当該区域に密接な関係を有する者のうちから、公安委員会が委嘱することとした。

4 任期等(第4条関係)

(1) 委員の任期は、2年とすることとした。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とすることとした。

(2) 委員は、2回に限り再任されることができるとこととした。

(3) 公安委員会は、委員たるにふさわしくない非行があったときその他職務の遂行に支障があると認められるときは、委員を解嘱することができることとした。

#### 5 会長(第5条関係)

(1) 各協議会に会長を置き、委員の互選により定めることとした。

(2) 会長は、会務を総理し、警察署協議会を代表することとした。

(3) 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理することとした。

#### 6 庶務(第6条関係)

各協議会の庶務は、当該協議会の置かれた警察署において処理することとした。

#### 7 雑則(第7条関係)

この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、公安委員会規則で定めることとした。

#### 8 施行期日

この条例は、平成13年6月1日から施行することとした。

### 鳥取県政務調査費交付条例

#### 1 目的(第1条関係)

この条例は、政務調査費の交付に関し必要な事項を定め、鳥取県議会の審議能力の強化を図ることを目的とすることとした。

#### 2 政務調査費の交付(第2条関係)

(1) 県は、この条例の目的を達成するため、鳥取県議会議員(以下「議員」という。)に対し、政務調査費を交付することとした。

(2) 政務調査費は、原則として、各四半期の最初の月の10日に、在職議員に交付することとした。

#### 3 政務調査費の額(第3条関係)

それぞれの議員に交付する政務調査費の額は、四半期中途に議員でなくなった場合を除き、四半期ごとに75万円とすることとした。

#### 4 政務調査費の用途(第4条関係)

議員は、政務調査費を県政に関する調査研究に資する支出に充てなければならないこととした。

#### 5 収支報告書の提出(第5条関係)

(1) 議員は、その年度に交付を受けた政務調査費に係る次に掲げる事項を記載した報告書(以下「収支報告書」という。)を議長に提出しなければならないこととした。

ア 政務調査費の総額

イ 政務調査費を充てた支出について、その総額並びに調査研究費、研修費、会議費、資料作成費、資料購入費、広報費、事務所費、事務費及び人件費の金額

(2) 議員は、その年度に交付を受けた政務調査費のうちに支出に充てない残額が生じたときは、当該残額を県に返還しなければならないこととした。

#### 6 収支報告書の調査(第6条関係)

議長は、この条例の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、収支報告書の内容について必要な調査を行うこととした。

#### 7 証拠書類の保存(第7条関係)

議員は、収支報告書の内容を証する書類を整備し、5年間保存しなければならないこととした。

#### 8 収支報告書の保存及び閲覧(第8条関係)

(1) 議長は、収支報告書を5年間保存しなければならないこととした。

(2) 議長は、収支報告書を次に掲げるものの閲覧に供しなければならないこととした。

ア 県内に住所を有する者

- イ 県内に所在する事務所又は事業所に勤務する者
  - ウ 県内に所在する学校に在学する者
  - エ 県内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 収支報告書の閲覧に関し必要な事項は、議長が別に定めることとした。

#### 9 施行期日

この条例は、平成13年4月1日から施行することとした。

## 条 例

任期付研究員の採用等に関する条例をここに公布する。

平成13年3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県条例第4号

#### 任期付研究員の採用等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律(平成12年法律第51号。以下「法」という。)第2条第3号、第3条第1項、第5条第1項及び第6条並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第6項の規定に基づき、公設試験研究機関の研究業務に従事する職員について、任期を定めた採用並びに任期を定めて採用された職員の給与の特例及び裁量による勤務に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公設試験研究機関 法第2条第1号に規定する公設試験研究機関をいう。
- (2) 研究業務 法第2条第2号に規定する研究業務をいう。
- (3) 職員 地方公務員法第4条第1項に規定する職員(次条各号に掲げる職員を除く。)をいう。

(適用除外となる職員)

第3条 法第2条第3号に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職を占める職員とする。

- (1) 公設試験研究機関の長又は次長の職
- (2) 公設試験研究機関に置かれる分場の長の職
- (3) 前2号に掲げる職に類するものとして人事委員会規則で定める職

(任期を定めた採用)

第4条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

- (1) 研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者を招へいして、当該研究分野に係る高度の専門的な知識経験を必要とする研究業務に従事させる場合
- (2) 独立して研究する能力があり、研究者として高い資質を有すると認められる者(この号の規定によりかつて任期を定めて採用されたことがある者を除く。)を、当該研究分野における先導的役割を担う有為な研究者となるために必要な能力のかん養に資する研究業務に従事させる場合

(任期の更新)

第5条 任命権者は、法第5条第1項の規定により任期を更新する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(給与に関する特例)

第6条 第4条の規定により任期を定めて採用された職員(同条第1号に掲げる場合に係るものに限る。以下「第1号任期付研究員」という。)には、次の給料表を適用する。

号 給	給料月額
1	423,000円
2	499,000円
3	580,000円
4	675,000円
5	787,000円
6	899,000円

2 第4条の規定により任期を定めて採用された職員(同条第2号に掲げる場合に係るものに限る。以下「第2号任期付研究員」という。)には、次の給料表を適用する。

号 給	給料月額
1	347,000円
2	388,000円
3	420,000円

3 任命権者は、第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員の号給を、その者が従事する研究業務に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定する。

4 任命権者は、第1号任期付研究員について、特別の事情により第1項の給料表に掲げる号給により難いときは、同項及び前項の規定にかかわらず、人事委員会の承認を得て、その給料月額を同表に掲げる6号給の給料月額にその額と同表に掲げる5号給の給料月額との差額に整数を乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額とすることができる。

5 任命権者は、第1号任期付研究員又は第2号任期付研究員のうち、特に顕著な研究業績を挙げたと認められる職員には、人事委員会規則の定めるところにより、その給料月額に相当する額を任期付研究員業績手当として支給することができる。

6 第3項の規定による号給の決定、第4項の規定による給料月額の決定及び前項の規定による任期付研究員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。

(給与と条例の適用除外等)

第7条 職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。)第3条、第4条、第7条から第9条まで、第9条の5、第16条の7の規定は、第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員には、適用しない。

2 給与条例第13条から第15条までの規定は、第1号任期付研究員には、適用しない。

3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第3条の2及び第16条の3の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年鳥取県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。)第6条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員」とあるのは「任期付研究員条例第4条の規定により任期を定めて採用された職員(同条第1号に掲げる場合に係るものに限る。)」とする。

(第1号任期付研究員の裁量による勤務)

第8条 任命権者は、第1号任期付研究員の職務につき、その職務の性質上時間配分の決定その他の職務遂行の



方法を大幅に当該第1号任期付研究員の裁量にゆだねることが当該第1号任期付研究員に係る研究業務の能率的な遂行のため必要であると認める場合には、人事委員会規則の定めるところにより、当該第1号任期付研究員を、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。）の規定による勤務時間の割振りを行わず、かつ、職務遂行の方法等に関し具体的な指示を行わないこととして、その職務に従事させることができる。この場合において、当該第1号任期付研究員は、人事委員会規則の定めるところにより、その勤務の状況について任命権者に報告しなければならない。

2 前項の場合における第1号任期付研究員の勤務時間の算定については、月曜日から金曜日までの5日間において、人事委員会規則で定める時間帯について勤務時間条例第3条第2項の規定により1日につき8時間の勤務時間を割り振られたものとみなし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日その他の人事委員会規則で定める日を除き、当該勤務時間を勤務したものとみなす。

3 勤務時間条例第3条第2項、第4条、第5条、第8条、第9条、第12条及び第17条（同条第1項第2号の海外随伴休暇に係る部分に限る。）の規定は、第1項の第1号任期付研究員には、適用しない。

（人事委員会規則への委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

鳥取県市町村合併支援交付金条例をここに公布する。

平成13年3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 鳥取県条例第5号

### 鳥取県市町村合併支援交付金条例

（目的）

第1条 この条例は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「合併特例法」という。）の趣旨を踏まえつつ、市町村の合併に伴う所要経費について鳥取県市町村合併支援交付金（以下「合併交付金」という。）を交付することにより、市町村の合併の迅速かつ円滑な推進並びに合併市町村の整備及び振興を支援することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「市町村の合併」とは、合併特例法第2条第1項に規定する市町村の合併をいう。

2 この条例において「合併市町村」とは、合併特例法第2条第2項に規定する合併市町村のうち、この条例の施行の日から平成17年3月31日までの間における市町村の合併に係るものをいう。

3 この条例において「合併関係市町村」とは、合併特例法の規定に基づき設置される合併協議会を構成する市町村（平成17年3月31日までに当該合併協議会を構成する他の市町村と合併する確実な見込みがあると知事が認めるものに限る。）をいう。

（合併交付金の交付）

第3条 県は、第1条の目的を達成するため、次の表の左欄に掲げる事業（県から交付される補助金その他の給付金（この条例の規定に基づいて交付されるものを除く。）を財源とする事業を除く。以下「対象事業」という。）を行う同表の右欄に掲げる市町村に対し、予算の範囲内で合併交付金を交付する。

(1) 市町村の合併の迅速かつ円滑な推進を図るために必要であると知事が認める事業	合併関係市町村
(2) 市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度の間、合併特例法第3条第1項に規定する市町村建設計画に基づいて行われる次に掲げる事業 ア 市町村の合併に伴って必要になるものとして知事が認める事業 イ 合併市町村の均衡ある発展、一体化の促進、広域的な振興開発等を図るために必要であると知事が認める事業	合併市町村

2 対象事業が地方債（その元利償還金（償還期限の満了の日において元金の全部を償還することとして発行について同意又は許可を得た地方債にあっては、その償還が元金均等半年賦償還の方法によることとした場合における元利償還金に相当する額とする。以下同じ。）の一部が基準財政需要額（地方交付税法（昭和25年法律第211号）第2条第3号に規定する基準財政需要額をいう。以下同じ。）に算入されるものに限る。）を財源とする事業（以下「起債事業」という。）である場合にあっては、その市町村が、当該起債事業について次条第1項の表第1号の右欄に定める算式により算定した額以上の額をその元利償還金に充てるための基金に積み立てる場合に限り、合併交付金を交付する。

（合併交付金の額）

第4条 合併交付金の額は、対象事業を次の表の左欄に掲げる事業に区分し、それぞれについて同表の右欄に定める算式により算定した額の合計額以下とする。

(1) 起債事業	事業費のうち地方債を財源とすることができる部分の額 × (1 - 当該額に対する財源とした地方債の割合 × 当該地方債の元利償還金に対する基準財政需要額に算入される額の割合) × 1/2
(2) 補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及びこれに準ずるものとして知事が別に定めるものをいう。以下同じ。）の対象となる事業及び事業費の全部又は一部が基準財政需要額に算入される事業。ただし、起債事業を除く。	{ 事業費の額 - (補助金等の額 + 基準財政需要額に算入される額) } × 1/2
(3) その他の事業	事業費の額 × 1/2

2 前項の規定にかかわらず、一の合併市町村及び当該合併市町村に係る合併特例法第2条第3項に規定する合併関係市町村に対する各年度の合併交付金の交付額の合計額は、次に定める算式により算定した額（その額が10億円を超える場合は、10億円）を限度とする。

$$5 \text{ 億円} + 1 \text{ 億円} \times (\text{当該合併関係市町村の数} - 2)$$

（雑則）

第5条 この条例に定めるもののほか、合併交付金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成22年 3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に交付決定のあった合併交付金については、同日後もなおその効力を有する。

鳥取県認可外保育施設運営事業助成条例をここに公布する。

平成13年 3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 鳥取県条例第 6 号

### 鳥取県認可外保育施設運営事業助成条例

(目的)

第 1 条 この条例は、認可外保育施設の運営に要する経費を助成することにより、認可外保育施設における保育環境を整備し、もって入所児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「認可外保育施設」とは、国、県及び市町村以外の者が設置する児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条に規定する業務を目的とする施設であって法第35条第 4 項の認可を受けていないもの（専ら国の職員が監護すべき児童を入所させるために設置されるものを除く。）のうち、次に掲げる要件を満たすものをいう。

( 1 ) 入所児童が10人以上であること。

( 2 ) 保育に従事する者の数が、法第39条第 1 項に規定する保育所に必要な保育士の数と同数以上であること。

( 3 ) 保育に従事する者の 3 分の 1（保育に従事する者が 2 人の施設にあっては、 1 人）以上が、保育士、看護婦又は看護師の資格を有する者であること。

( 4 ) その他知事が別に定める要件

(補助金の交付)

第 3 条 県は、第 1 条の目的を達成するため、認可外保育施設の運営に要する経費について助成を行う市町村に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助金の額)

第 4 条 前条の補助金の額は、市町村が交付する補助金の額（知事が別に定める額を限度とする。）以下とする。

(雑則)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年 4月 1日から施行する。

(検討)

2 知事は、この条例の施行後 3 年を経過したときは、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

鳥取県間伐材搬出促進事業条例をここに公布する。

平成13年 3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 鳥取県条例第7号

##### 鳥取県間伐材搬出促進事業助成条例

(目的)

第1条 この条例は、間伐材搬出促進事業を行う森林所有者等に対し助成することにより、間伐の実施及び間伐材の搬出を促進し、もって健全な森林の育成及び資源の有効利用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 間伐材搬出促進事業 間伐材を市場又は製材加工施設へ運搬し、かつ、出荷又は販売する事業をいう。
- (2) 森林所有者等 森林法(昭和26年法律第249号)第2条第2項に規定する森林所有者、森林組合並びに素材生産業を営む者及びその組織する団体をいう。

(補助金の交付)

第3条 県は、第1条の目的を達成するため、間伐材搬出促進事業を実施する森林所有者等に対し、予算の範囲内で間伐材搬出促進事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付する。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、間伐材搬出促進事業に要する経費の額(知事が別に定める額を限度とする。)以下とする。

(雑則)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年 4月 1日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成17年 3月31日限り、その効力を失う。

3 この条例の失効の日以前に交付決定された補助金については、第3条及び第4条の規定は、この条例の失効後も、なおその効力を有する。

鳥取県警察署協議会条例をここに公布する。

平成13年 3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 鳥取県条例第8号

##### 鳥取県警察署協議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、警察法(昭和29年法律第162号)第53条の2第4項の規定に基づき、警察署協議会の設置、

その委員の定数、任期その他警察署協議会に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 警察法第53条の2第1項の規定に基づき、警察署の管轄区域内における警察の事務の処理に関し、警察署長の諮問に應ずるとともに、警察署長に対して意見を述べる機関として、次の表の左欄に掲げる警察署に、同表の右欄に掲げる警察署協議会(以下「協議会」という。)を置く。

鳥取県岩美警察署	鳥取県岩美警察署協議会
鳥取県鳥取警察署	鳥取県鳥取警察署協議会
鳥取県郡家警察署	鳥取県郡家警察署協議会
鳥取県智頭警察署	鳥取県智頭警察署協議会
鳥取県浜村警察署	鳥取県浜村警察署協議会
鳥取県倉吉警察署	鳥取県倉吉警察署協議会
鳥取県八橋警察署	鳥取県八橋警察署協議会
鳥取県米子警察署	鳥取県米子警察署協議会
鳥取県境港警察署	鳥取県境港警察署協議会
鳥取県溝口警察署	鳥取県溝口警察署協議会
鳥取県黒坂警察署	鳥取県黒坂警察署協議会

(組織)

第3条 各協議会は、15人以内において公安委員会規則で定める人数の委員で組織する。

2 委員は、当該警察署の管轄する区域に居住する者その他当該区域に密接な関係を有する者のうちから、公安委員会が委嘱する。

(任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、2回に限り再任されることができる。

3 公安委員会は、委員たるにふさわしくない非行があったときその他職務の遂行に支障があると認められるときは、委員を解嘱することができる。

(会長)

第5条 各協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、警察署協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(庶務)

第6条 各協議会の庶務は、当該協議会の置かれた警察署において処理する。

(雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成13年6月1日から施行する。

鳥取県政務調査費交付条例をここに公布する。

平成13年3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 鳥取県条例第9号

### 鳥取県政務調査費交付条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第12項及び第13項の規定に基づき、政務調査費の交付に関し必要な事項を定め、鳥取県議会の審議能力の強化を図ることを目的とする。

(政務調査費の交付)

第2条 県は、この条例の目的を達成するため、鳥取県議会議員(以下「議員」という。)に対し、政務調査費を交付する。

2 政務調査費は、各四半期の最初の月の10日(その日が県の休日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い県の休日でない日。以下同じ。)に、在職議員に交付する。ただし、四半期の最初の月の10日から末日までの間に議員の任期満了の日があるときは、その翌月の10日に、在職議員に交付する。

(政務調査費の額)

第3条 それぞれの議員に交付する政務調査費の額は、四半期ごとに75万円とする。

2 議員は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、当該各号に定める額の政務調査費を県に返還しなければならない。

(1) 四半期の最初の月の10日から末日までの間に辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散により議員でなくなったとき 50万円

(2) 四半期の2番目の月の初日から末日までの間(その前月の10日から末日までの間に議員の任期満了の日があったときは、四半期の2番目の月の10日から末日までの間)に任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散により議員でなくなったとき 25万円

(政務調査費の用途)

第4条 議員は、政務調査費を県政に関する調査研究に資する支出に充てなければならない。

(収支報告書の提出)

第5条 議員は、その年度に交付を受けた政務調査費に係る次に掲げる事項を記載した報告書(以下「収支報告書」という。)を、年度終了日(その日前に任期満了、辞職、失職若しくは除名又は議会の解散により議員でなくなったときは、議員でなくなった日)の翌日から起算して30日以内に、議長に提出しなければならない。

(1) 政務調査費の総額

(2) 政務調査費を充てた支出について、その総額並びに調査研究費、研修費、会議費、資料作成費、資料購入費、広報費、事務所費、事務費及び人件費の金額

2 議員は、その年度に交付を受けた政務調査費のうち支出に充てない残額が生じたときは、前項の規定による収支報告書の提出後速やかに、当該残額を県に返還しなければならない。

(収支報告書の調査)

第6条 議長は、この条例の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、前条第1項の規定により提出された収支報告書の内容について必要な調査を行うものとする。

(証拠書類の保存)

第7条 議員は、第5条第1項の規定により提出した収支報告書の内容を証する書類を整備し、当該収支報告書

の提出期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(収支報告書の保存及び閲覧)

第8条 議長は、第5条第1項の規定により提出された収支報告書を、当該収支報告書の提出期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 議長は、前項の規定により保存する収支報告書を、次に掲げるものの閲覧に供しなければならない。

- (1) 県内に住所を有する者
- (2) 県内に所在する事務所又は事業所に勤務する者
- (3) 県内に所在する学校に在学する者
- (4) 県内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

3 前項の規定による収支報告書の閲覧に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

